

愛媛県立中央病院治験審査委員会等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県立中央病院治験に係わる標準業務手順書第2条第2項及び同条第4項の規定に基づく治験審査委員会（以下「委員会」という。）及び治験審査委員会事務局（以下「事務局」という。）の設置に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長及び副委員長は委員の中から愛媛県立中央病院長（以下「院長」という。）が指名する。
- (2) 委員は次の者の中から各1名以上を院長が指名する。
 - ア 愛媛県立中央病院副院長又はセンター長
 - イ 愛媛県立中央病院医師
 - ウ 愛媛県立中央病院薬剤師
 - エ 看護師等の医療職の資格を有する愛媛県立中央病院職員
 - オ 愛媛県立中央病院事務局職員
 - カ 愛媛県立中央病院と利害関係を有しない者
- (3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の成立)

第3条 委員会は、委員総数の過半数かつ5名以上の出席があり、かつ、前条第1項第2号オ及びカの委員の各1名以上が出席したときに成立する。

(治験事務局職員の指名)

第4条 治験事務局職員は、次の者の中から院長が指名する。

- (1) 愛媛県立中央病院総務医事課職員
- (2) 愛媛県立中央病院薬剤部職員

第5条 治験事務局は、総務医事課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める愛媛県立中央病院治験審査委員会標準業務手順書及び愛媛県立中央病院治験に係わる標準業務手順書によるものとする。

(附則)

1 この要綱は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 県立中央病院医薬品等受託研究審査委員会設置要綱（昭和 59 年 4 月 1 日施行）は、平成 10 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(附則)

この要綱は平成 18 年 6 月 2 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は 2013 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は 2014 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は 2015 年 4 月 1 日から施行する。